

協議項目第 13 号

条例・規則の取扱いについて

条例・規則の取扱いについて提出する。

平成 15 年 7 月 22 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

条例・規則の取扱いについて
条例・規則の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により調整するものとする。 (1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの (4) 失効するもの

平成 15 年 7 月 22 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	13 条例・規則の取扱い	関係項目
調整方針	条例・規則の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 (1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの (4) 失効するもの	

区分	現 況				調整内容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
条例・規則等	例規集に登載されている例規 (内容現在：H14.12.26) 条例 124件 規則 106件 その他例規(規程・要綱等) 43件 計 273件	例規集に登載されている例規 (内容現在：H14.12.25) 条例 118件 規則 106件 その他例規(規程・要綱等) 82件 計 306件	例規集に登載されている例規 (内容現在：H14.12.24) 条例 124件 規則 95件 その他例規(規程・要綱等) 86件 計 305件	例規集に登載されている例規 (内容現在：H14.9.24) 条例 118件 規則 4件 その他例規(規程・要綱等) 0件 計 122件	合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき整備するものとする。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	13 条例・規則の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

条例・規則の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【地方自治法】</p> <p>（条例）</p> <p>第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。</p> <p>2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p> <p>（規則）</p> <p>第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p> <p>（専決処分）</p> <p>第百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。</p> <p>2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。</p> <p>3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>【地方自治法施行例】</p> <p>（長の職務を暫定的に行う者）</p> <p>第一条の二 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。</p> <p>（条例・規則の暫定的施行）</p> <p>第三条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第一条の二の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p>	<p>篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>(1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等については、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕</p> <p>条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの</p> <p>合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>合併後、逐次制定し、施行させるもの</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、「中球磨5か町村合併に関する条例・規則等の整備方針」に基づき調整するものとする。</p> <p>東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>条例、規則の取り扱いについては、「東宇和・三瓶町合併に関する条例・規則等の整備方針」に基づき調整・整備するものとする。</p> <p>重信町川内町合併協議会 <H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕</p> <p>(1) 両町同一の条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 類似・相違しているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障ないよう適切な措置を講じるものとする。</p> <p>(3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p> <p>内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕</p> <p>条例、規則の取り扱いについては、「内子町・五十崎町合併に関する条例・規則の整備方針」に基づき調整・整備するものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	13 条例・規則の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

先 進 事 例	
<p>伊方町・瀬戸町合併協議会 <H16.10.1までに合併予定> <small>〔愛媛県 西宇和郡 伊方町、瀬戸町〕</small> 2町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則については、現行の例により新町において制定するものとし、2町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び1町のみ制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。</p> <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> <small>〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</small> 5町村が制定している条例・規則については、次のとおり調整するものとする。 (1) 5町村が同一又は1団体のみで制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。 (4) 条例、規則の制定にあたっては、新町における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整理するものとする。 合併時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの。 従来旧町村で施行されていた条例等を、引き続き暫定施行させるもの。 合併後、逐次制定し、施行させるもの。 失効するもの。</p> <p>西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> <small>〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕</small> 条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、整備するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定施行させる必要があるもの 4 失効するもの</p> <p>八幡浜市・保内町合併協議会 <H16.12.31までに合併予定> <small>〔愛媛県 八幡浜市、西宇和郡 保内町〕</small> 条例・規則の取扱いについては、合併協議会で協議された事務事業等の調整・確認内容に基づき、新市において次のとおり整備するものとする。 1 両市町で同一の条例・規則等については、原則として現行の例により定めるものとする。 2 両市町において内容が異なるもの及び両市町のいずれかのみで定めているものについては、速やかに統一を図ることとし、事務事業に支障のないよう適切な処置を講ずるものとする。 3 施行方法により次の区分に基づいて整理するものとする。 (1) 合併と同時に、新市の市長職務執行者の専決処分により、即時制定施行する必要があるもの (2) 暫定的に、両市町のいずれかにおいて施行されていた条例・規則等を引き続き施行させるもの (3) 合併後、逐次制定施行していくもの</p>	<p>今治市及び越智郡11か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> <small>〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕</small></p> <ol style="list-style-type: none"> 合併協議会で協議調整された各種事務事業に関する条例、規則については、それぞれの調整方針にしたがって整理する。 条文の内容が同一又は1団体のみが制定している条例、規則については、いずれかを基本に調整統一する。 条文の内容が類似、相違又は数団体に制定されている条例、規則については、いずれかを基本に調整統一する。 条例、規則の制定に当たっては、新市における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備するものとする。 (1) 合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。 (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。 (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。
	<p>留意事項</p> <p>「編入合併における編入する市町村」においては、市町村の法人格がそのまま存続するため、当該条例、規則等は失効せず、通常は手当の必要はない。 これに反して「新設合併における関係市町村」及び「編入合併における編入される市町村」においては、市町村合併が行われた場合には、市町村の法人格が消滅するため、当該条例、規則等は失効することとなる。 (新設合併) 合併時に即時施行を必要とする事務事業については、合併時までに策定することとし、合併後に調整を行うこととなった漸次施行の事務事業に必要な条例、規則等については、合併後速やかに制定することとなる。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p>